

○財務省、厚生労働省、  
農林水産省、環境省、  
経済産業省、告示第四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一條第二項第二号口の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一條第二項第二号口に規定する主務大臣が定める率（平成八年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第五号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から適用する。  
令和五年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
業種	率	業種	率
特定分別基準適合物 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種 規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種 規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種 規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	特定分別基準適合物 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種 規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種 規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種 規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種
一〇〇分の九三・八六	一〇〇分の八七・六〇	一〇〇分の九四・二四	一〇〇分の八九・二二
一〇〇分の九二・八四	一〇〇分の九二・八四	一〇〇分の九二・二二	一〇〇分の九二・二二
一〇〇分の九九・一九	一〇〇分の九九・一九	一〇〇分の九九・三一	一〇〇分の九九・三一

財務大臣 鈴木 俊一  
厚生労働大臣 加藤 勝信  
農林水産大臣 野村 哲郎  
経済産業大臣 西村 康稔  
環境大臣 西村 明宏

規則第四条第二号に規定する 分別基準適合物	規則別表第二の二の項の下欄のイ に掲げる業種	一〇〇分の九七・四四
	規則別表第二の二の項の下欄のロ に掲げる業種	一〇〇分の九〇・七五
	規則別表第二の二の項の下欄のハ に掲げる業種	一〇〇分の九六・七〇
	規則別表第二の二の項の下欄のニ に掲げる業種	一〇〇分の九四・五二
	規則別表第二の二の項の下欄のホ に掲げる業種	一〇〇分の九六・四九
	(略)	(略)
	規則別表第二の三の項の下欄のイ に掲げる業種	一〇〇分の九四・八四
	規則別表第二の三の項の下欄のロ に掲げる業種	一〇〇分の九〇・三九
	規則別表第二の三の項の下欄のハ に掲げる業種	一〇〇分の九五・〇九
	規則別表第二の三の項の下欄のニ に掲げる業種	一〇〇分の九七・〇一
	規則別表第二の三の項の下欄のホ に掲げる業種	一〇〇分の九七・七五
	規則別表第二の三の項の下欄のヘ に掲げる業種	一〇〇分の九三・三六
	規則別表第二の四の項の下欄のイ に掲げる業種	一〇〇分の九六・二七
規則別表第二の四の項の下欄のロ に掲げる業種	一〇〇分の九二・〇〇	
規則別表第二の四の項の下欄のハ に掲げる業種	一〇〇分の九三・九〇	
規則別表第二の四の項の下欄のニ に掲げる業種	一〇〇分の九五・五六	

規則第四条第二号に規定する 分別基準適合物	規則別表第二の二の項の下欄のイ に掲げる業種	一〇〇分の九七・五三
	規則別表第二の二の項の下欄のロ に掲げる業種	一〇〇分の九〇・六〇
	規則別表第二の二の項の下欄のハ に掲げる業種	一〇〇分の九七・一九
	規則別表第二の二の項の下欄のニ に掲げる業種	一〇〇分の九五・一〇
	規則別表第二の二の項の下欄のホ に掲げる業種	一〇〇分の九六・八八
	(略)	(略)
	規則別表第二の三の項の下欄のイ に掲げる業種	一〇〇分の九五・一五
	規則別表第二の三の項の下欄のロ に掲げる業種	一〇〇分の八九・二八
	規則別表第二の三の項の下欄のハ に掲げる業種	一〇〇分の九四・三一
	規則別表第二の三の項の下欄のホ に掲げる業種	一〇〇分の九八・五〇
	規則別表第二の三の項の下欄のヘ に掲げる業種	一〇〇分の九四・四〇
	規則別表第二の四の項の下欄のイ に掲げる業種	一〇〇分の九六・三九
	規則別表第二の四の項の下欄のロ に掲げる業種	一〇〇分の九三・九〇
規則別表第二の四の項の下欄のハ に掲げる業種	一〇〇分の九三・四八	
規則別表第二の四の項の下欄のニ に掲げる業種	一〇〇分の九六・六二	

規則第四條第六号に規定する 分別基準適合物	規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の九九・三三
	規則別表第二の四の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の九八・五七
	規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の九九・二〇
	(略)	(略)
	規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の九三・三三
	規則別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の八五・六三
	規則別表第二の五の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九五・二九
	(略)	(略)
	規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の九四・九九
	規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九八・一九
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の八八・九七	
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の九八・七一	
規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の九五・五八	
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の九九・一一	
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の九九・二〇	
規則第四條第五号に規定する 分別基準適合物	規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の九九・三九
	規則別表第二の四の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の九八・六九
	規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の九九・四二
	(略)	(略)
	規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の九二・九〇
	規則別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の八六・七九
	規則別表第二の五の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九五・八〇
	(略)	(略)
	規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の九四・九二
	規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九八・四一
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の八八・四七	
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の九八・五八	
規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の九四・八二	
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の九八・九〇	
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の九八・八六	